

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住所 長野県上水内郡小川村大字稲丘5627番地 1
名称 有限会社伊藤伸工
代表取締役 伊藤 陵輔

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和8年5月29日

4 処分の理由

令和8年1月22日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反による被処分者の罰金刑が確定した。

このことにより、被処分者は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するに至ったため。

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、小松

電話 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp